

# 関係行政機関との連携について

## 1 総論

食品安全基本法第15条は、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、食品の安全性の確保に関する施策が策定されなければならないとしている。

この規定を受けて、食品安全委員会においても、

リスク評価の実施に当たっては、国内外における最新の科学的知見や危害情報を速やかに入手できるようにしておく必要があり、リスク管理機関との間で情報の共有化など密接な連携を図ることが重要であること

リスクコミュニケーションをより効果的かつ効率的に実施するためには、リスクコミュニケーションについて、リスク管理機関との間で、日程調整など密接な連携を図る必要があること

重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応に関し、政府全体における要として活動するためには、リスク管理機関との密接な連携を図ることが重要であること

から、情報収集、リスクコミュニケーション及び緊急時対応について、以下のような取組をこれまで実施し、また、今後実施することとしている。

## 2 情報収集

### (1) これまでの取組

食品リスク情報関係府省担当者会議の開催

内閣府食品安全委員会事務局、厚生労働省、農林水産省及び環境省の情報関係担当者により、定期的に（平成15年7月から毎月1回）会議を開催し、食品の安全性の確保に関する情報の交換や各府省における取組の報告等を行っている。

食品安全関係情報の収集と提供

食品安全に係る国内外の情報について、関係行政機関・団体、新聞、雑誌、インターネット等から幅広く情報を収集・分析し、食品安全関係情報として関係行政機関に対して情報の提供を行っている（平成15年7月末から週1回配信）。

## (2) 今後の取組予定

- ・ 食品安全情報データベースの構築

食品安全委員会が収集・整理・分析した国内外の食品安全に関する情報について、危害要因等で検索可能なデータベースを構築し、関係行政機関との情報の共有化、迅速かつ適切な情報提供を図る。

## 3 リスクコミュニケーション

### (1) これまでの取組

- ・ リスクコミュニケーション担当官会議

内閣府食品安全委員会事務局、厚生労働省及び農林水産省のリスクコミュニケーション担当者により、定期的に（平成15年7月から2週間に1回程度）会議を開催し、食の安全に関するリスクコミュニケーションについて、情報・意見の交換や取組の調整などを行っている。

### (2) 今後の取組予定

- ・ リスクコミュニケーション担当官会議

引き続き、情報・意見の交換を行うとともに、3府省合同による意見交換会の開催の企画調整などを行っていく。

## 4 緊急時対応

### (1) これまでの取組

緊急時における関係行政機関との間の連絡窓口の設置

緊急時に初動対応を迅速に行うため、夜間休日を含めた関係行政機関との間の連絡窓口を設置した。

「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」の策定

平成15年10月2日に食品安全委員会において決定された本指針（暫定版）は、緊急事態等に対する食品安全委員会の対応に共通する事項を定めるものであり、この中で、関係行政機関との連携を含めた食品安全委員会の対応を定めている。

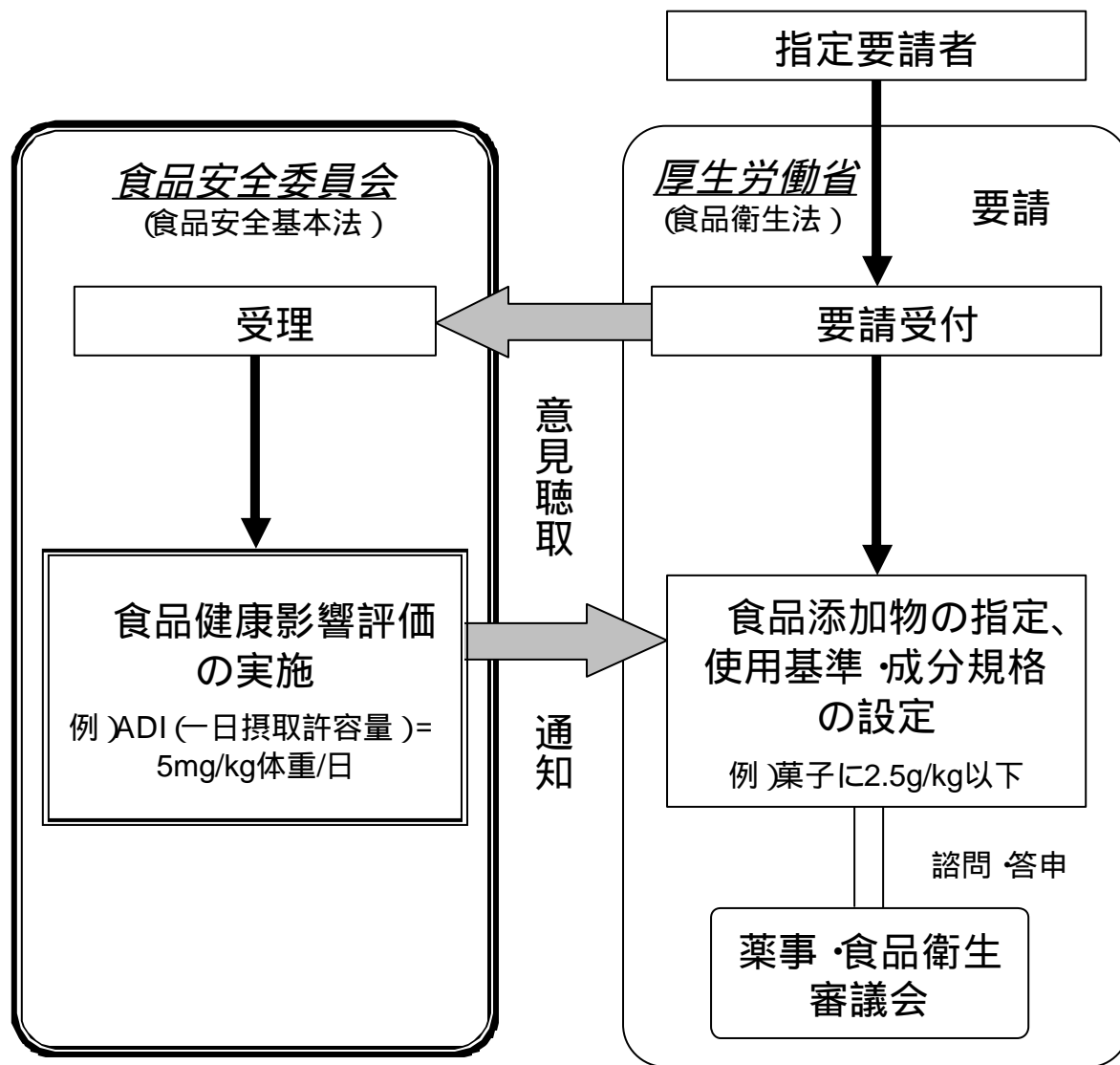
### (2) 今後の取組予定

- ・ 食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」における緊急時対応に関する規定の検討

当面、政府全体として緊急事態への対応に関する体制の整備に取り組む必要があるため、上記「基本的事項」の中で、当該取組の具体的な方策をどのように定めるかについて、関係行政機関と連携しつつ、「基本的事項」を検討していくこととしている。

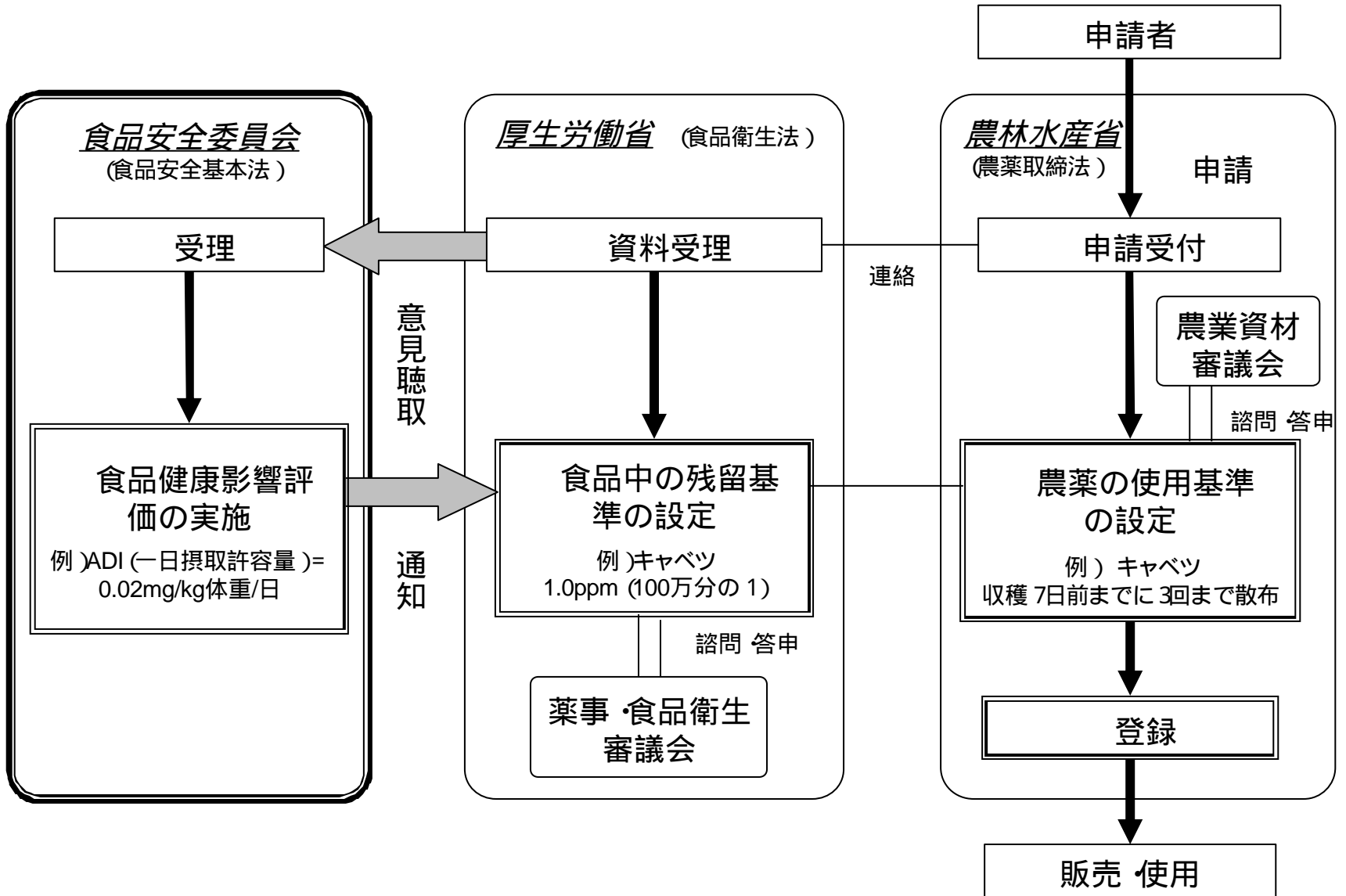
# 食品安全委員会とリスク管理機関との役割分担について

(指定要請を受けて食品衛生法に基づき食品添加物を指定する場合)



# 食品安全委員会とリスク管理機関との役割分担について

(農薬取締法に基づく新規登録申請を受けて残留基準を設定する場合)



# 食肉・食鳥処理問題調整協議会要綱

平成11年7月27日制定

平成13年8月16日改正

平成15年10月1日改正

## 1 目的

食品行政において、農林水産省が行う畜産振興等の観点からの施策と厚生労働省が行う公衆衛生の観点からの施策の緊密な連携を確保するため、両省間において協議を行う。

## 2 協議事項

以下の事項について協議を行う。

### (1) と畜

- ア と畜場の運営及び再編整備・近代化に関すること
- イ 検査のあり方に関すること
- ウ 構造設備基準の改正
- エ と畜場の衛生保持基準の改正
- オ と畜業者等の講ずべき衛生措置基準の改正等
- カ その他

### (2) 食鳥処理

- ア 食鳥処理場の運営及び再編整備・近代化に関すること
- イ 検査のあり方に関すること
- ウ 構造設備基準の改正
- エ 構造設備基準の軽微な変更の改正
- オ 衛生管理等基準の改正等
- カ その他

## 3 構成員

厚生労働省 食品安全部長、監視安全課長、担当課長補佐

農林水産省 畜産部長、食肉鶏卵課長、担当課長補佐

なお、協議の内容に応じ、上記以外の関係者を構成員に加えることが出来る。

## 4 事務局

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課が交互に事務局を担当する。